

令和3年度鳥取県研修会資料レジュメ

弁護士 伊藤正喜

(第一東京弁護士会所属 伊藤小池法律事務所代表弁護士)

本書面(令和3年9月3日の研修会のレジュメ)の著作者は伊藤正喜であり、研修会終了後に自身のHP等に掲載します。

1 研修

①研修名 令和3年度副校長・教頭研修(全)、事務主幹・事務長研修(全)

②対象 鳥取県内公立学校の副校長・教頭・事務主幹・事務長

③期日 令和3年9月3日(金)

④講義内容及び時間 13:45～16:15 (10分休憩)

13:45～14:45 講義

14:45～14:55 休憩

14:55～15:55 グループ討論

15:55～16:15 討論のまとめ

55名・・・12グループ グループ討論(60分)

[講義及び協議]学校の危機管理と管理職の役割
～管理職の対応と法的責任～

⑤研修形態 非集合型遠隔研修 (受講者は、各所属校で受講します。)

* 補助レジュメ 教職員に係るハラスメント防止のしおり 平成31年4月鳥取県教育委員会

2 弁護士 伊藤正喜

講師プロフィール

2002年3月 早稲田大学教育学部英語英文学科卒業

2002年4月 東京都立高校教諭(英語)

2004年3月 同退職

2004年4月 山梨学院法科大学院未修コース入学

2007年3月 同終了

2008年9月 司法試験合格 11月司法修習

2009年12月 司法修習終了 弁護士登録

以後、少年事件・学校関係事件に多数関わっている。

その他 元山梨学院大学法科大学院チューター 元LEC講師

3 教師と法律

3-1 …公務員は

憲法第九十九条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

憲法に従わないとならない。…… → の尊重

3-2 新しい法律

いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)

3-2-1 (定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう

→

いじめとは、 ①

②

③

しかも、

④

も含む

たいへん、いじめの概念は広がっています。

3-2-2 重大事態

鳥取県

2017年	いじめ40件	重大事態	?件
2018年	いじめ26件	重大事態	?件
2019年	いじめ71件	重大事態	?件

2020年 全国での認知件数は612,496件（前年度543,933件）であり、前年度に比べ68,563件（12.6%）増加。児童生徒1,000人当たりの認知件数は46.5件（前年度40.9件）。過去5年間の傾向として、いじめを認知した学校の割合が大幅に増加しており（H26:56.5%→R元:82.6%）、学校種別においては、小学校の認知件数が大幅に増加している（H26:122,734件→R元:484,545件）。いじめの重大事態の件数は723件（前年度602件）。鳥取県は非公表であるが、61万→700ならば、1件か2件かもしれない。

学校の設置者又はその設置する学校による対処

第二十八条 1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ポイント あくまで、である。

3-2-3 法規範性・・・最高裁のHPより抜粋

平成 31(行ヒ)97 最高裁 令和 2 年 7 月 6 日判決

市立中学校の柔道部の顧問である教諭が部員間のいじめにより受傷した被害生徒に対し受診に際して医師に自招事故による旨の虚偽の説明をするよう指示したこと等を理由とする停職 6 月の懲戒処分を違法とした原審の判断に違法があるとされた事例

市立中学校の柔道部の顧問である教諭が、①部員間で生じた暴力行為を伴ういじめにより受傷した被害生徒に対し、受診に際して医師に自招事故による旨の虚偽の説明をするよう指示したこと、②加害生徒の大会への出場を禁止する旨の校長の職務命令に従わず同生徒を出場させたこと、及び③同部のために卒業生等から寄贈され校内に設置されていた物品に係る校長からの繰り返しの撤去指示に長期間対応しなかったことを理由として、停職 6 月の懲戒処分がされた場合において、次の(1)～(3)など判示の事情の下では、当該処分が裁量権の範囲を逸脱した違法なものであるとした原審の判断には、懲戒権者の裁量権に関する法令の解釈適用を誤った違法がある。

(1) 上記①に係る当該教諭の行為は、被害生徒の心情への配慮を欠くものであって、いじめを受けている生徒の心配や不安、苦痛を取り除くことを最優先として適切かつ迅速に対

処すること等を求める

法_や

兵庫県

等

に反するものであり、ま

た、重い傷害を負った被害生徒に対し誤った診断や不適切な治療が行われるおそれを生じさせるものであった。

(2) 上記②に係る当該教諭の行為は、当該いじめにおける加害生徒の行為が重大な非行であるにもかかわらず、その重大性を踏まえた適切な対応をとることなく、柔道部の活動や加害生徒の利益等を優先させるものであった。

(3) 上記③に係る当該教諭の行為は、柔道部が優秀な成績を挙げるために、学校施設の管理に関する規律や校長の度重なる指示に反したものであった。

3-3-3 第三者委員会の設置

3-3-4 国家賠償請求訴訟

3-3-4-1 教師の不適切な行為

元生徒は中学1年生時、友人に手を引かれてトイレの個室に連れ込まれたため、個室から出ようとするなどしていたところ、「トイレをのぞき見していた」と事実誤認した当時の担任教員が元生徒のみを注意。休み時間中のトイレや授業準備以外での離席を禁じたり、3日間の居残り掃除などを命じた。元生徒はその後、ストレスで病気となり、不登校となり、「友人との交流という人格の発展に必要な機会を奪われた」と主張していた。元生徒は市を相手取り提訴。地裁は和解勧告で「担任教諭に誤って決め付けられ、不当に居残り掃除などをさせられたと認められる」と指摘していた。和解条項では、市が元生徒側に和解金60万円を支払うことや精神的苦痛を与えたことを謝罪するとした。元生徒の母親は「義務教育の機会を奪われたことを考えると和解金には納得できないが、不登校の問題が学校に責任があるということを知ってもらふ意義は大きい」と話した。

埼玉新聞より

3-3-4-2 いじめに対する安全配慮義務違反

3-3-4-3 教師に対するパワハラ・セクハラ

4 ケーススタディ (グループ討論)

4-1 パワーハラスメントのケース

次の各事案でハラスメントになるかどうか、話し合ってください。各問10分程度

① A高校で、いじめが起きた。それは、生徒Bの暴力行為であった。生徒Bは、生徒Cに対し、全治3か月の怪我を負わせていた。生徒Bはサッカー部のエースで、教師D(サッカー部顧問・生徒指導主任)は、いつも、生徒Bを庇っていた。そこで、普段、Dが参加していたいじめ防止対策委員会に、教師Dの参加を認めさせなかった。(13)

② A高校で、日曜日の、中学生向けの学校公開日に、B教諭は有給休暇を取得した(月曜日が振替休日)。B教諭は親戚の結婚式に参加するために、その日曜日をどうしても休みたかった。校長Cは有給の取得について、その理由をしつこく聞いてきた。(14)

4-2 いじめの重大事態のケース

・最高裁令和2年7月6日判決をもとにしたケーススタディ

A 高校の校長は、『いじめ防止対策推進法や学校のいじめ防止基本方針は、あくまで、訓示規定であり、そのとおりに実行しなくても、国家賠償法の違法とまでは評価されない。各学校の特性に応じて、柔軟に考えるべきだ』と言っていた。

鳥取県の県立 A 高校で、SNS にクラスメイトから悪口を書かれたとの理由により、不登校となった（との本人からの申出があった）生徒 X がいた。X は 1 学期 10 日、2 学期 10 日、3 学期 9 日の欠席していた。本件は重大事態として扱うべきであるか。20 分程度で検討してください。

4-3 対保護者関係

以下の保護者の要求に対しどうすべきか、検討してください。各問 10 分程度

- ① A 高校の生徒 B は、クラスで、いじめを受け、不登校となり、単位の修得ができなくなりそうであった。B の父親 C は、すぐにクレームをいう父親であったが、『うちの子は、いじめで、学校を休んで、家で、通信教育で勉強をしていたのだから、出席扱いにすべきだ。』と学校に電話をしてきた。本件は、自宅での通信学習を認め、単位を履修させ、卒業を認めるべきか。
- ② A 小学校の児童 B は、クラスで、児童 D から、繰り返しの、いじめを受けていた。担

任 Y は、加害児童 D に繰り返しの指導をしたものの、児童 B の母親 C は、すぐにクレームをいう母親であったが、『加害者と 2 学期から、クラス替えをしてほしい。それができないならば、加害児童を別のクラスにしてほしい。』と学校に電話をしてきた。本件は、どのような対応をすべきか。

4-2 参考 最高裁 HP より

市立中学校の柔道部の顧問である教諭が部員間のいじめにより受傷した被害生徒に対し受診に際して医師に自招事故による旨の虚偽の説明をするよう指示したこと等を理由とする停職 6 月の懲戒処分を違法とした原審の判断に違法があるとされた事例

裁判要旨

市立中学校の柔道部の顧問である教諭が、①部員間で生じた暴力行為を伴ういじめにより受傷した被害生徒に対し、受診に際して医師に自招事故による旨の虚偽の説明をするよう指示したこと、②加害生徒の大会への出場を禁止する旨の校長の職務命令に従わず同生徒を出場させたこと、及び③同部のために卒業生等から寄贈され校内に設置されていた物品に係る校長からの繰り返しの撤去指示に長期間対応しなかったことを

理由として、停職6月の懲戒処分がされた場合において、次の(1)～(3)など判示の事情の下では、当該処分が裁量権の範囲を逸脱した違法なものであるとした原審の判断には、懲戒権者の裁量権に関する法令の解釈適用を誤った違法がある。

(1) 上記①に係る当該教諭の行為は、被害生徒の心情への配慮を欠くものであって、いじめを受けている生徒の心配や不安、苦痛を取り除くことを最優先として適切かつ迅速に対処すること等を求めるいじめ防止対策推進法や兵庫県いじめ防止基本方針等に反するものであり、また、重い傷害を負った被害生徒に対し誤った診断や不適切な治療が行われるおそれを生じさせるものであった。

(2) 上記②に係る当該教諭の行為は、当該いじめにおける加害生徒の行為が重大な非行であるにもかかわらず、その重大性を踏まえた適切な対応をとることなく、柔道部の活動や加害生徒の利益等を優先させるものであった。

(3) 上記③に係る当該教諭の行為は、柔道部が優秀な成績を挙げるために、学校施設の管理に関する規律や校長の度重なる指示に反したものであった。

以上